

## 安全運転の実技指導について（初任運転者）

株式会社さやま交通

「旅客自動車運送事業運輸規則 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」国土交通省告示第 1089 号により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について、基づき公表いたします。

### ●基本方針●

初任運転者の適性、運転経験をふまえて内容を決めていきます。

20 時間の研修が終了した後も、状況に応じて 2 人乗務をしながら様子を見ます。

### ●初任運転者に対する特別な指導の内容●

- 1 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
- 2 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- 3 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
- 4 危険の予測及び回避
- 5 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- 6 ドライブレコーダ映像指導
- 7 安全運転の実技指導 ※20 時間以上

### ●実施ルート

段階①堺市・大阪市内周遊ルート（泉北 1 号線～堺駅～天王寺～なんば～梅田～USJ 方面）

段階②関西空港・和歌山ルート（河内長野～泉佐野～関西空港～泉南～京奈和道方面）

段階③西名阪・名阪国道ルート（羽曳野～藤井寺～西名阪～名阪国道～関ドライブイン方面）

※その他伊丹空港・新大阪駅の送迎ルートをはじめ、大阪府内の主要観光地等のルートと駐車場を確認。他、奈良・神戸方面など

### ●車種区分

大型バスを使用し車両訓練行います。

### ●添乗者の指導歴

座学、基礎的な運転操作の教育、実技指導は、安全運転・経済運転の出来る、大型二種免許を保持する運行管理者及び経験豊富は運転者が行います。